

## 西千代ヶ丘自治会個人情報保護に関する規程（取扱基準）

### 【目的】

第1条 この規程は西千代ヶ丘自治会（以下「自治会」という）が保有並びに取得する個人情報について適正に取り扱うことを目的としてその基準を定める。

### 【責務】

第2条 自治会は、個人情報保護に関する法律（以下「法律」という。）を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努める。

### 【周知】

第3条 自治会は、この規程を総会資料又は回覧により毎年1回会員に周知する。

### 【管理責任者者】

第4条 自治会における個人情報の管理責任者は会長とする。

### 【取扱者】

第5条 自治会における個人情報の取扱者は、各丁目の副会長及び会長が指定した者とする。

### 【秘密保持義務】

第6条 個人情報の管理責任者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ不当な目的での使用は厳禁する。その職を退いた後も同様とする。

### 【個人情報の取得】

第7条 自治会は「西千代ヶ丘自治会会員名簿（入会）」及び「自治会防災名簿」を受理することにより個人情報を取得する。

(2)自治会は避難行動要支援者の支援等のため、法律に規定する障がいや病歴などの要配慮の個人情報を本人の同意を得たうえで取得する。

(3)自治会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族・同居人を含む）、生年月日、性別住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする理由、緊急連絡先などで会員が同意する事項とする。

### 【利用】

第8条 本自治会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付
- (2) 記載する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等で会員が同意する事項とする。
- (3) 自治会ホームページ作成、並びに自治会住民地図の作成にかかわる事項
- (4) 小学校入学祝い、小学校卒業祝い、敬老祝い等の対象者の把握
- (5) 災害等の緊急時における支援活動
- (6) 災害時に備えた要支援者との日頃からの関係づくり

### 【保管・管理】

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管・管理する。

(2)不要になった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

#### 【第三者提供】

第10条 自治会は、あらかじめ本人の同意を得たうえで保管する個人情報を第三者に提供することができる。但し、次の(1)から(5)は本人の同意を要しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方自治体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 【第三者提供記録の作成】

第11条 取扱者は個人情報を第三者に提供したときは第三者提供に係る記録を作成し保存する。

#### 【開示】

第12条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理責任者に対し開示を請求することができる。

- (2)管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示の請求があったとき、個人情報に関する法律第33条第2項に該当する場合を除き本人に開示する。

#### 【訂正】

第13条 会員は第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し訂正等を求めることができる。

- (2)前項の請求があった場合に管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。  
ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は訂正等について会員へ連絡することをもってこれに代えることができる。

#### 【相談窓口】

第14条 本自治会における開示請求及び苦情相談窓口は、各丁目副会長が担当する。

#### 【内規の改廃】

第15条 この規程の改訂・廃止は、自治会役員会の協議を経て決定する。

#### 【付則】

この規程は、2024年7月13日から施行する。